

中小企業成長促進補助金（第2弾） 申請要領

【事業概要】

積極的な賃上げや投資等を行う意欲の高い事業者の成長を促すため、中小企業等が行う、省力化・業務効率化や生産性向上の実現に必要な設備投資について、補助を行います。

〔補助対象〕 県内の中小企業等

〔対象経費〕 生産性向上等に資する設備投資

〔補助率等〕 1/2（上限3,000万円、下限500万円）

【対象者】 県内の中小企業者等

県内で事業を営む中小企業者等が対象です。詳しくは6、7頁をご覧ください。なお、**中小企業成長促進補助金（第1弾）で採択された中小企業者等は、今回の募集の対象外**となります。

【申請期間】

- ・申請受付開始：令和7年10月1日（水）10：00から
- ・申請受付締切：令和7年12月19日（金）17：00まで

【補助事業の実施期間】

交付決定日から令和9年2月15日（月）まで

【申請方法】

中小企業成長促進補助金（第2弾）専用ホームページ（<https://j-lppf2.jp/chiba-seichosokushin/>）の申請フォーム（後日開設予定）において必要事項を記入し、併せて必要書類等を指定されたファイル形式で提出してください。

※申請に必要な各種様式は、専用ホームページからダウンロードしてください。

【その他】

- ・本申請要領は、必要に応じて改定されることがあります。
- ・申請いただいた事業計画書等について、専門家による書面審査があります。また、申請が不採択となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

【問合せ先】 中小企業成長促進補助金（第2弾）事務局〔受託者：株式会社JTB〕

受付時間：平日9：00～17：00

電話番号：0120-511-199

令和7年9月

千葉県 商工労働部 経済政策課

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

本補助金に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解の上で申請してください。

1. 本補助金事業の趣旨をご理解の上、申請してください

本補助金事業は、中小企業等が自ら自社の経営を見つめ直し、経営計画を作成した上で行う生産性向上等の取組を支援するものです。外部のアドバイスを受けること自体は問題ありませんが、事業者自らが検討しているような記載が見られない場合や、自らが検討していなかったことが発覚した場合、本補助金の趣旨に沿わない提案と捉え、評価に関わらず不採択となります。

2. 本補助金事業は、千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号）に基づき実施されます

本補助金の申請内容に虚偽がある場合や宣誓に違反した場合は、「中小企業成長促進補助金（第 2 弾）交付要綱」（以下、「要綱」という）に基づき交付決定の取消となるだけでなく、本補助金を交付済みの場合、加算金を課した上で本補助金の返還を求めます。

また、申請書類の作成・提出に際して、①「虚偽の申請による不正受給」、②「本補助金の目的外利用」、③「本補助金の受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと、について宣誓が必須です。

3. 国等が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません

同一の内容について、国等が助成する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬等）と重複する事業は補助対象外です。

4. 「交付決定通知書」の受領後でないと補助対象事業の着手はできません

審査の結果、採択されると、申請者に対し、「交付決定通知書」を送付します。本補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は「交付決定通知書」に記載された交付決定日から可能です。交付決定日より前に行われた発注・契約・支出行為は、補助対象外となります（例外として、申請の際に必要な見積書の作成依頼・受領は交付決定日より前に行えます）。また、支出行為は銀行振込方式としてください（小切手・手形・相殺・クレジットカードによる支払いは不可）。現金支払いは認めません。

5. 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です

補助事業は、交付決定を受けた内容で実施するものですが、補助事業の内容又は経費の配分の変更を希望する場合（軽微な変更を除く）は、当初の事業計画の目的に沿った範囲内で、あらかじめ（発注・契約前に）所定の「変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません（内容によっては、変更が認められない場合もあります）。

なお、原則として、交付決定を受けた補助事業計画書に記載のない新しい費目の追加はできません。

6. 交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと本補助金は受け取れません

補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する「実績報告書」及び関係書類（後述）を定められた期日までに提出しなければなりません。

なお、追加で提出を求められた書類についても、定められた期日までに提出する必要があります。

ます。定められた期日までに実績報告書等が提出されなかった場合には、交付決定通知書を受領していても本補助金を受け取ることはできません。

7. 実際に受け取る補助金額は「交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合（交付を行わない場合も含む）があります

交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に各種要件を満たしていると認められない場合は、本補助金の交付は行いません。また、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう連絡いたします。

8. 補助事業実施後3年間は、毎年「事業効果報告書」の提出が必要です

申請者は、申請日の属する事業年度終了後3年間分の、本補助事業に係る事業効果等について、定められた期日までに「事業効果報告書」を毎年度提出することが必要です。提出がない場合は、要綱違反により本補助金の交付取消・返還命令（加算金付き）の対象となります。

また、本補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施する場合があります。

9. 導入した設備等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります

本補助金で購入した設備等は「処分制限財産」に該当し、補助事業が終了し、本補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用（県外へ移設して使用することを含む）、売却、譲渡、貸付、担保提供、廃棄等）が制限されます。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。県は、財産処分を承認した申請者に対し、交付した本補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、要綱違反により本補助金の交付取消・返還命令（加算金付き）の対象となります。

10. 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません

申請者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。この期間に会計検査院等による実地検査等が実施される可能性もあり、本補助金の交付を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、本補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

11. その他

申請者は、要綱、本申請要領や専用ホームページ等の案内に記載のない細部について、県（以下、県から委託された事務局を含む）からの指示に従うものとします。

補助事業における実施状況の確認や、処分制限財産等の適正な管理、事業実施による効果を確認するため、県が電話連絡や訪問を実施することがあります。

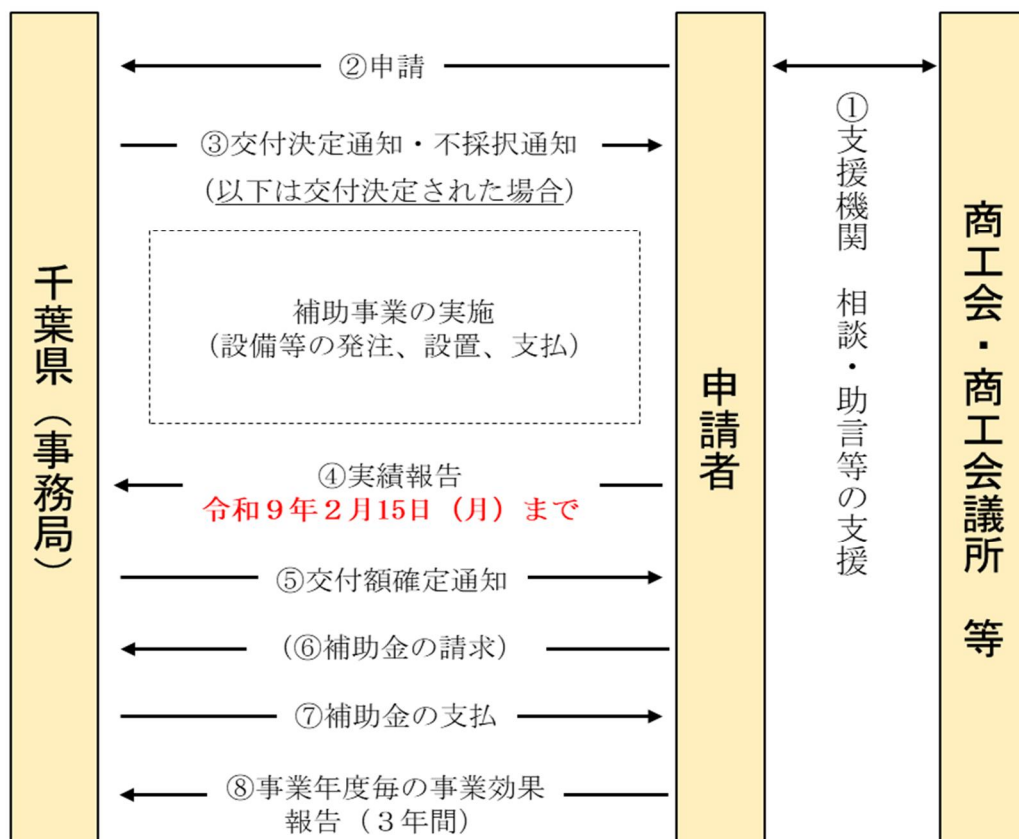
また、偽りその他不正な手段により、本補助金を不正に受給した疑いがある場合には、本補助金の受給者に対し、必要に応じて県が現地調査等を実施します。

なお、事業に係る取引内容に不明瞭な点を確認された場合、取引先（委託先、外注（請負）先など、補助対象経費に関連する取引に係る全ての事業者を含む）に対して、必要に応じて現地調査や聴き取りを実施します。その際、本補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

【目次】

1. 本補助金の目的	5 頁
2. 補助制度の概要	5 頁
3. 補助要件	5 頁
4. 補助対象者	6 頁
5. 補助対象事業	8 頁
6. 補助対象経費	8 頁
7. 申請手続き	11 頁
8. 申請に必要な書類	12 頁
9. 採択審査・交付決定	14 頁
10. 実績報告・交付請求	15 頁
11. 事業効果報告書	17 頁
12. その他	18 頁
13. 本補助金にかかる支援機関	18 頁
14. 本補助金にかかる Q & A	別冊

【手続きの流れ】



1 本補助金の目的

米国の関税措置を受け、今後、サプライチェーンの変化などにより、中小企業等の経営に様々な影響が生じる可能性がある中、積極的な賃上げや投資等を行う意欲の高い事業者の成長を促すため、中小企業等が行う、省力化・業務効率化や生産性向上の実現に必要な設備投資について、補助を行うものです。

2 補助制度の概要

(1) 補助対象事業

本補助金における補助対象は、生産性向上等に資する設備投資に要する経費です。本補助金において、「生産性向上等」とは、以下の種類のいずれかに当てはまるものとします。

事業区分	内容
省人化・業務効率化	製品の製造工程又は商品若しくはサービスの提供過程を効率化することにより、従来よりも少ない労働力で、従来と同量以上の製品を製造し又は従来と同等以上の商品若しくはサービスを提供できるようになること
生産量の増大	従来と比較して短時間又は少ない製造工程若しくは提供過程で、従来と同量以上の製品を製造し又は従来と同等以上の商品若しくはサービスを提供できるようになること
製品・サービスの高付加価値化	今後、成長が見込まれる分野（DX、GX等）に資する革新的な製品・サービスの開発ができるようになること

(2) 補助上限、補助率等

本補助金の補助上限額、補助率等は以下のとおりです。なお、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとします。

項目	内容
補助金額	3,000万円以内（下限：500万円）
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助事業実施期間	交付決定日から令和9年2月15日（月）

※補助率が1/2以内で補助金額の下限が500万円のため、1,000万円以上（税抜き）の設備投資が本補助金の対象となります。

3 補助要件

下記ア～クの要件を全て満たしている必要があります。

ア) 千葉県内に補助事業を実施する事業所を有する「中小企業者等（※）」であること

（※）本補助金における「中小企業者等」の定義は、**4 補助対象者**を参照

イ) 補助事業の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと

ウ) 補助事業を営むに当たって、関連する法令及び条例等を遵守していること

エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者でないこと。また、本件について千葉県警察本部

に照会することについてあらかじめ承諾すること。

オ) 申請する補助事業と同一とみなされる事業で、本補助金と類似の国、都道府県、市町村等が助成する他の補助制度の交付決定を受けていないこと。

カ) 補助事業の実施により、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）を年率平均 3 %（3 年で 9 %）以上増加させることがわかる具体的な内容と根拠を記載した補助事業計画書を策定すること。

キ) 補助事業の実施により、労働生産性（付加価値額÷常時使用する従業員数）を年率平均 1 %（3 年で 3 %）以上増加させることがわかる具体的な内容と根拠を記載した補助事業計画書を策定すること。

ク) パートナーシップ構築宣言の登録企業であること。

ケ) 県税の未納がないこと

コ) 創業（開業）してからの事業期間が 1 年以上経過していること

サ) 中小企業成長促進補助金（第 1 弾）（令和 7 年 4 月 10 日～令和 7 年 5 月 15 日受付分）において採択（交付決定）を受けていないこと。

4 補助対象者

本補助金における「中小企業者等」は下記の（１）～（３）のいずれかに該当する事業者とし、（４）の「みなし大企業」に該当する場合は補助対象外となります。

（１）「資本金」又は「従業員数（常勤）」が下表の数字以下となる会社又は個人

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数（※）
製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
卸売業	1 億円	100 人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、 旅館業を除く）	5,000 万円	100 人
小売業	5,000 万円	50 人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチ ューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円	900 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
旅館業	5,000 万円	200 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	300 人

※「常時使用する従業員の数」は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいいます。

ただし、以下の者は、「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ① 日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。
- ② 会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます）
- ③ 個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ④ 申請時点で育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者）

(2) 中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に定める法人

(3) 法人税法別表第二に該当する法人(※1)、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、下記のア及びイの要件を満たす者(※2)

ア) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること

イ) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数(常勤)(※3)が2,000人以下であること

※1 一般財団法人及び一般社団法人は、非営利型法人に該当しないものも対象となります。
※2 法人格のない任意団体(申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能)、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象となりません。本補助金の趣旨から、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象となりません。
※3 常勤従業員については、上記(1)に記載の定義と同様です。

(4) 次のいずれかに該当する者は、補助対象外です。(みなし大企業)

ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者等

ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業者等

エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者等が所有している中小企業者等

オ) ア～ウに該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

※大企業とは、中小企業支援法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上記(1)の表の数字を超え、上記(3)にも該当しないものです。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします。
※本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。
※上記ウの役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれません。

【補助対象者の一例】

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社 ・特例有限会社 ・企業組合 ・協業組合 ・士業法人(弁護士・税理士等) ・個人事業主(商工業者であること) ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・農事組合法人 ・特定非営利活動法人(※1)	・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様) ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・社会福祉法人 ・任意団体

- ※1 特定非営利活動法人は、以下（ア）（イ）の要件を満たす場合に限り、補助対象となります。
なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他の業種」として、従業員基準（300人以下）を用います。
- ア）法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。
なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。
- イ）認定特定非営利活動法人でないこと

5 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の（１）から（３）に掲げる要件をいずれも満たす事業とします。

（１）策定した「補助事業計画書」に基づいて実施する、生産性向上等のための取組であること

（２）以下に該当する事業を行うものではないこと

ア）国や県等が助成する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）の交付決定を受けている事業

例）デイサービス・介護タクシー等の居宅介護サービス事業者で介護報酬が適用されるサービス、薬局・整骨院等の保険診療報酬が適用されるサービス

イ）補助事業の終了後、概ね３年以内に付加価値額や労働生産性の増加につながることが見込まれない事業

例）機械を導入して試作品開発を行うのみであり、補助事業の取組が直接販売の見込みにつながらない、想定されていない事業

ウ）事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、又は公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの

例）マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等

エ）自社（グループ企業）内での取引

自社、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社からの購入等や、役員及び従業員を兼任している会社からの購入等、代表者の３親等以内の親族が経営する会社からの購入等は認められません（見積書も無効）。

（３）以下の実施期間内に事業が終了すること

（令和８年１月下旬を予定している）交付決定日以降から令和９年２月１５日（月）までの期間

6 補助対象経費

（１）補助対象経費は、策定した補助事業計画書に基づいて実施する事業に係る下表「補助対象経費」に掲げる経費であり、これ以外の経費は補助対象外です。

（２）補助金額は、補助対象経費の合計額に補助率（１／２）を乗じて得た額（千円未満切捨）です。

（３）補助対象経費は、（１）のほか、次の（ア）～（エ）の条件をすべて満たす必要があります。

- ア) 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ) 交付決定日以降に発生し、補助事業期間中に支払が完了した経費
- ウ) 銀行振込により支払った経費（現金、小切手、手形、相殺、クレジットカードは不可）
- エ) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

（表）補助対象経費

①設備等導入費 補助事業の遂行に必要な機械装置の購入・製作・改良、システムの購入・構築に要する経費	
○専ら補助事業計画書に記載の事業のために使用され、かつ補助事業者に所有権が帰属する設備等に係る以下の経費が対象です。 （ア）機械装置等の購入、製作、改良に要する経費 （イ）専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築に要する経費 （ウ）（ア）又は（イ）の使用場所への導入に直接必要な運搬又は据付に要する経費 ○補助対象となる機械装置等及び専用ソフトウェア・情報システム等は、単価 50 万円（税抜）<u>以上</u>のものとします。 ○<u>自社により機械装置やシステムを製作・構築する場合の経費は対象外</u>です。 ○「据付」とは、補助事業で新規に購入し、補助事業のために使用される機械装置等及び専用ソフトウェア・情報システム等の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。 ○通常の事業活動のための費用、<u>同一の機械装置等の単なる取替え更新・追加導入であって、生産性向上等につながらない機械装置等の購入は補助対象外</u>です。 ○契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用権を購入する場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみ補助対象となります。 ○<u>2 者以上からの見積りが必要です。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、2 者以上から見積りを徴することが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を申請時に提出</u>してください ○<u>修理費用は、補助対象経費として認められません。</u>また、購入品の故障或不具合等により補助事業計画書の取組への使用ができなかった場合には、補助対象外となります。 ○補助事業期間中に発注、引渡、支払等を終えても、実際の事業取組（設備等の使用開始）が補助事業期間外であれば、当該経費は（遡って）補助対象外となります。	
対象となる経費例	対象とならない経費例
○製造工程の改善に資する設備 例) NC 工作機械、マシニングセンタ、ロボット、溶接機、バリ取り機 等 ○検査工程の改善に資する設備 例) 自動検査装置、光学・精密測定器 等 ○注文・会計業務の効率化に資する設備 例) 自動精算機、キャッシュレス機能付き券売機等 ○品質の向上、リードタイム短縮に資する設備 例) 業務用印刷機、業務用スキャナー 等 ○自動車等車両のうち、減価償却資産の耐用	○自動車等車両（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の「機械及び装置」区分に該当するものを除く） ○単なる設備の更新で生産性の向上に繋がらないもの ○汎用的に使用可能な機械（自動車（トラック等も含む）、電話機、スマートフォン、事務用プリンター、複合機、ユニット等） ○外注先に設置する等、自社事業以外にも使用できると判断されるもの

年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の「機械及び装置」区分に該当するもの 例）ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備） ○その他生産性向上に資する設備	○各種保証・保険料・保守料（メンテナンス料）、管理料など機器・設備の導入に要する経費ではないもの
②設備処分費 生産性向上等の取組を行う目的で、当該事業者自身が所有する既存の設備等を廃棄・処分する、又は借りていた設備等を返却する際に修理・原状回復するために必要な経費 ○①の設備等を導入するために、既存の設備等を撤去しなければならない場合にのみ計上できます。 ○交付決定後の計画変更による「設備処分費」の事後の追加計上や、経費の配分変更による「設備処分費」の増額変更は認められません。 ○申請時における「設備処分費」の補助対象経費への計上額は、補助対象経費総額の 1 / 2 を上限とします（つまり、①設備等導入費を超えないこと）。 ○補助事業終了後に提出する実績報告の際、「設備処分費」の補助対象経費への計上額は、最終的な補助対象経費の総額の 1 / 2 が上限（ただし、申請・交付決定時の計上額の範囲内）とします。	
対象となる経費例 ○既存事業において使用していた設備 機器等の解体・処分費用 ○既存事業において借りていた設備機器等の返却時の修理・原状回復費用（ただし、賃貸借契約が締結されており、使用者であることが法的に確認できる資料が必要です）	対象とならない経費例 ○既存事業における商品在庫の廃棄・処分費用 ○消耗品の処分費用 ○自己所有物の修繕費 ○原状回復の必要がない賃貸借の設備機器等

（４）補助対象とならない経費（対象外経費）

上記（１）に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

ア 国等が助成する他の制度を利用している事業と重複する経費
・国、県、市町村が補助する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と重複する事業にかかる経費
イ 証拠書類がない経費
・必要な経費書類（見積書・請求書・領収書等）を用意できないもの
ウ 本補助金の手続きに関する経費
・補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
エ 取引先・資本関係にある事業者への発注等に係る経費
・自社内部の取引によるもの又は資本関係がある事業者への発注 ・申請者の代表者（個人を含む）又は役員が、一人でも代表者（個人を含む）又は役員に就いている事業者への発注 ・申請者の代表者（個人を含む）の親族（３親等以内）又は役員の親族（３親等以内）が一人でも代表者（個人を含む）又は役員に就いている事業者への発注 ・フランチャイジーからフランチャイザーに発注する経費

オ 価格の妥当性が判断できない経費
・一般価格や市場価格と比較して、高額である経費 ・本体価格に比して、高額な運搬費（送料） ・中古品（中古市場において広く流通していない中古機械装置など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費） ・オークションによる購入（インターネットオークションを含む）
カ 税、手数料、消耗品等に関する経費
・公租公課 ・電話代、インターネット利用料金等の通信費 ・金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等 ・事務用品等の消耗品 ・各種キャンセルに係る取引手数料等 ・通常業務や他の取引と混合して支払いが行われており、補助対象経費の支払いが区分し難い経費
キ 講師謝金・役員報酬等に係る経費
・講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等 ・専門家に対する報酬・謝金等（コンサル料に該当するものを含む） ・免許・特許等の取得・登録費 ・役員報酬、直接人件費、謝金
ク 不正又は不適切な取引に関する経費
・購入額の一部又は全額に相当する金額が、名目に関わらず口座振込や現金、貸付により申請者へ直接又は第三者を通して戻すもの ・他の事業者から提出された事業と同一若しくは極めて類似した内容の案件に係る経費 ・本補助金を利用しての不適切な相互発注とみなされる経費 ・契約業務内容を生業としていない事業者へ外注した経費 ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
ケ その他
・補助事業の目的に合致しないもの ・補助対象経費の導入に直接関連のない経費又は関連するか判断が難しい経費 ・自社で使用しない製品、商品、サービス等 ・交付決定前に発注、契約、購入、支払い（前払い含む）等を実施したもの ・申請者名義による銀行振込以外の決済方法で支払われた経費 ・申請書や交付決定通知書等に記載の申請者名（法人：法人名、個人事業主：個人名）以外の名義の口座で決済された経費 ・建物の建築・改築費、不動産、構築物、簡易建物（ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス等）の取得費用、及びこれらを作り上げるための組立用部材の取得費用 ・リースを目的とした製品等の調達に要する経費

7 申請手続き

（１）受付期間

- ・申請受付期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）10：00 から
- ・申請受付締切：令和 7 年 12 月 19 日（金）17：00 まで

（２）申請方法

中小企業成長促進補助金（第 2 弾）専用ホームページ（<https://j-lppf2.jp/chiba-seichosokushin/>）の申請フォーム（後日開設予定）において必要事項を記入し、併せて

8 申請

に必要な書類を指定されたファイル形式で提出してください。

※申請に必要な各種様式は、上記専用ホームページからダウンロードしてください。

(3) 申請件数

同一事業者からの申請は1件とします。また、代表者が同じ複数の法人で申請することや、同一の個人が個人事業主として、かつ代表を務める法人等で申請することはできません。

万が一、複数申請が判明した場合には、すべて不採択となります（採択後に複数申請が判明した場合も、遡って採択を取り消します）。

なお、複数の屋号を使用している個人事業主も申請は1件のみです。

(4) 留意事項

- ・必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- ・不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を依頼します。

8 申請に必要な書類

<提出様式>

- ① 交付申請書及び補助事業計画書
- ② 相見積もり省略理由書（相見積もりができない場合のみ）

<添付書類>

- ③ 申請する経費の見積書
- ④ 申請する経費のカタログ（カタログがない製品は不要）、システムの仕様書（システム構築の場合のみ）
- ⑤ 設備等の設置予定場所の現況写真
- ⑥ 既存設備の写真（設備処分費を計上する場合のみ）
- ⑦ 法人事業概況説明書・決算書（直近2期分）
- ⑧ 事業所の所在地がわかる書類（本店所在地が県外の場合）
- ⑨ 履歴事項全部証明書（法人の場合のみに提出し、申請日時点で発行日から3か月以内のもの）
- ⑩ パートナーシップ構築宣言にかかる宣言書
- ⑪ 経営革新計画にかかる承認書（加点を受けたい方のみ）

<提出様式・添付書類の説明>

- ② 相見積もり省略理由書（相見積もりができない場合のみ）
 - ・発注する事業内容の性質上、相見積もりをとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を申請時に提出すること。
- ③ 申請する経費の見積書
 - ・単価を問わず、全ての経費について、必ず2者以上からの相見積もりが必要です。ただし、設備等の性質上、相見積もりをとることが困難な場合は、「②相見積もり省略理由書」を提出すること。
 - ・自社、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社が発行

する見積書や、役員及び従業員が兼任している会社や代表者の3親等以内の親族が経営する会社が発行する見積書は認められません。

- ・申請する経費の具体的な内容や型番、単価、数量を確認することができること（「1式」「1組」と記載された見積書は不可。内訳の分かるものとしてください）。
- ・原則として、補助対象経費のみが記載されていること（やむを得ず補助対象外経費を含む場合は、マーカー等で補助対象経費を明示すること）。
- ・企業名、代表者名、所在地が必ず明記されていること。また、見積書には発行元の社判の押印（電子押印可）があること（発行元の担当者の印は認められません）。
- ・外貨建ての見積書の場合は、見積日の為替レートが確認できる資料を添付すること。
- ・外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文も添付すること。

④ 申請する経費のカタログ（カタログがない製品は不要）、システムの仕様書（システム構築の場合のみ）

- ・申請する設備の外観やスペックが分かるカタログ等の資料を添付すること。なお、カタログの分量が多い場合は、該当ページのみ添付すること。カタログ等の資料がない場合は提出不要です。
- ・システム構築の発注など（特注品の場合）、システムの詳細がわかる概要書・仕様書等を添付すること。

⑤ 設備等の設置予定場所の現況写真

- ・事業所の全景（建物の外観等）
- ・設備等を設置する場所の写真
（固定する機械はその設置予定場所、移動する機械はその保管予定場所）

⑥ 既存設備の現況写真（設備処分費を計上する場合のみ）

- ・既存設備の全体写真
- ・既存設備の型式・型番の表示部の写真

⑦ 法人事業概況説明書・決算書（直近2期分）

法人の場合
直近2期分の法人事業概況説明書、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書（作成している場合のみ）、販売費及び一般管理費明細書 ※創業後2度目の決算期を迎えていない場合は1期分を提出すること。 ※税務署へ提出しているものを提出すること。
個人事業主の場合（ア又はイ）
ア）青色申告書：直近2期分の所得税青色申告決算書（1～4面） 直近2期分の確定申告書（別表一及び別表二） イ）白色申告書：直近2期分の収支内訳書（1、2面） 直近2期分の確定申告書（別表一及び別表二） ※開業後2度目の決算期を迎えていない場合は1期分を提出すること。 ※税務署へ提出しているものを提出すること。 ※電子申告した場合は、「受付結果（受信通知）」を添付すること。

⑧ 事業所の所在地が確認できる書類（本店所在地が県外の場合）

補助事業を実施する事業所の所在地を確認するため、次のいずれかの書類を提出すること。用意できない場合はご相談ください。

- ・法人県民税・事業税申告書（県内の住所が記載されていること）
- ・法人等設立届出書（事業所の届出をしているもの）
- ・固定資産税納税通知書

⑨ パートナーシップ構築宣言にかかる宣言書

法人に加え、個人事業主の場合にも登録が必要となります。

⑩ 経営革新計画にかかる承認書（加点を受けたい方のみ）

経営革新計画について、本補助金の申請締切日時時点で認定（承認）を受けた計画期間が終了していない場合のみ加点対象となります。

9 採択審査・交付決定

（１）採択審査方法

本補助金の採択は、専門家における審査・評価等を基に決定します。審査・評価は提出資料について、下記「審査の観点」を基に行います。審査は非公開で、申請内容に関するヒアリングは実施しませんので、不備のないよう十分ご注意ください。また、先着順に採択するものではありません。

I 基礎審査

次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その申請は失格とします。

- ① 必要な提出資料がすべて提出されていること
- ② 本申請要領に記載の補助要件等に合致すること
- ③ 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること
- ④ 中小企業等が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組であること

II 計画審査

補助事業計画書について、主に以下の項目に基づき審査を行い、総合的な評価が高いものから順に、予算の範囲内で採択を行います。

- ① 現状認識と課題把握
- ② 事業実施の必要性と目的の明確性
- ③ 計画の具体性
- ④ 計画の実現可能性（財務、資金面、スケジュール等）
- ⑤ 目標達成に向けた手段の有効性・妥当性
- ⑥ 目標数値の合理性・説得力
- ⑦ 経費の妥当性・必要性・積算根拠・価格の適正性
- ⑧ 補助事業計画実施による成長性
- ⑨ 経営革新計画の認定状況（加点）

（２）結果の通知

申請者全員に対して、県から採択（＝交付決定）又は不採択（＝不交付決定）の結果をメールにて通知します。なお、採択審査結果の内容についての問い合わせは応じかねますのであらかじめご了承ください。

(3) 事業計画内容や経費の配分変更

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合、又は補助事業の中止（一時中断）、廃止（実施取りやめ）や補助事業を他者に承継させようとする場合は、あらかじめ（発注・契約前に）県の承認を得なければなりません。

10 実績報告・交付請求

補助事業が完了した後、速やかに以下の書類を提出してください。

(1) 提出期限

補助事業が完了した日から 30 日以内、または令和 9 年 2 月 15 日（月）のいずれか早い日まで

(2) 提出方法

中小企業成長促進補助金（第 2 弾）専用ホームページ（<https://j-lppf2.jp/chiba-seichosokushin/>）の実績報告・交付請求フォーム（交付決定以降に開設予定）において必要事項を記入し、併せて必要な書類等を指定されたファイル形式で提出してください。

※実績報告・交付請求に必要な各種様式は、上記専用ホームページからダウンロードしてください。

(3) 提出書類

① 実績報告書、交付請求書、取得財産等管理台帳（上記専用ホームページからダウンロード）

② 振込先口座のわかる通帳の写し

- ・銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるように、通帳を開いた 1・2 ページ目をスキャン又は撮影してください。
- ・電子通帳などで紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。
- ・申請者名義以外の口座は認められません。（法人の場合は当該法人名義、個人の場合は本人名義であること）

③ 発注内容が確認できる書類（事業着手日が交付決定日以降である必要があります）

次のうちいずれかの書類	以下の内容が記載されているか
・発注書 ・契約書 ・申込書 ・相手業者からの受注確認書/請書	・経費の内容（製品名と型番、サービス名、工事内容及びその数量など） ・発注金額 ・発注元及び発注先の事業者名 ・日付（事業実施期間内であること）

④ 納品や工事完了等が確認できる書類

次のうちいずれかの書類	以下の内容が記載されているか
・納品書 ・完了報告書 ・工事完了書 ・検収書 ・その他物品やサービスなどを受け取った、又は完了したことが確認できる書類	・経費の内容（製品名と型番、サービス名、工事内容及びその数量など） ・発注元及び発注先の事業者名 ・日付（事業実施期間内であること） ・納品場所（住所）

⑤ 支払の証明書類

次のうちいずれかの書類	以下の内容が記載されているか
・銀行振込明細書 [ATM から出力される利用明細書] ・振込金受取書 [窓口で振り込んだ場合] ・当座勘定照合表 [当座預金の場合]	・振込者名義 ・振込先名義 ・日付 ・金額

⑥ 事業を実施したことが確認できる書類

	必要書類
装置を導入した場合	・装置全体の写真 ・装置の【型式と製造番号】が表示されている部分の写真
システムを導入した場合	・システムの主要な機能がわかる画面を撮影した写真 ・当該システムの設計書、操作マニュアル

※いずれの書類も、外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文を添付すること。

※外貨建てで支払った場合は、支払日の為替レートが確認できる資料を添付すること。

(4) 実績報告書の審査

① 事務局に提出された「実績報告書」と添付書類等により、以下の項目について、確認を行います。

- ・補助事業が事業計画どおりに実施されたこと
- ・補助事業が事業実施期間内（交付決定日～令和9年2月15日）に実施されたこと
- ・補助対象経費が適正に支出されていること

② 提出された実績報告書類の審査終了後、「交付額確定通知書」を送付します。

③ 実績報告書等に不備が発見された場合には、県の指示に従って実績報告書等を訂正していただきます。

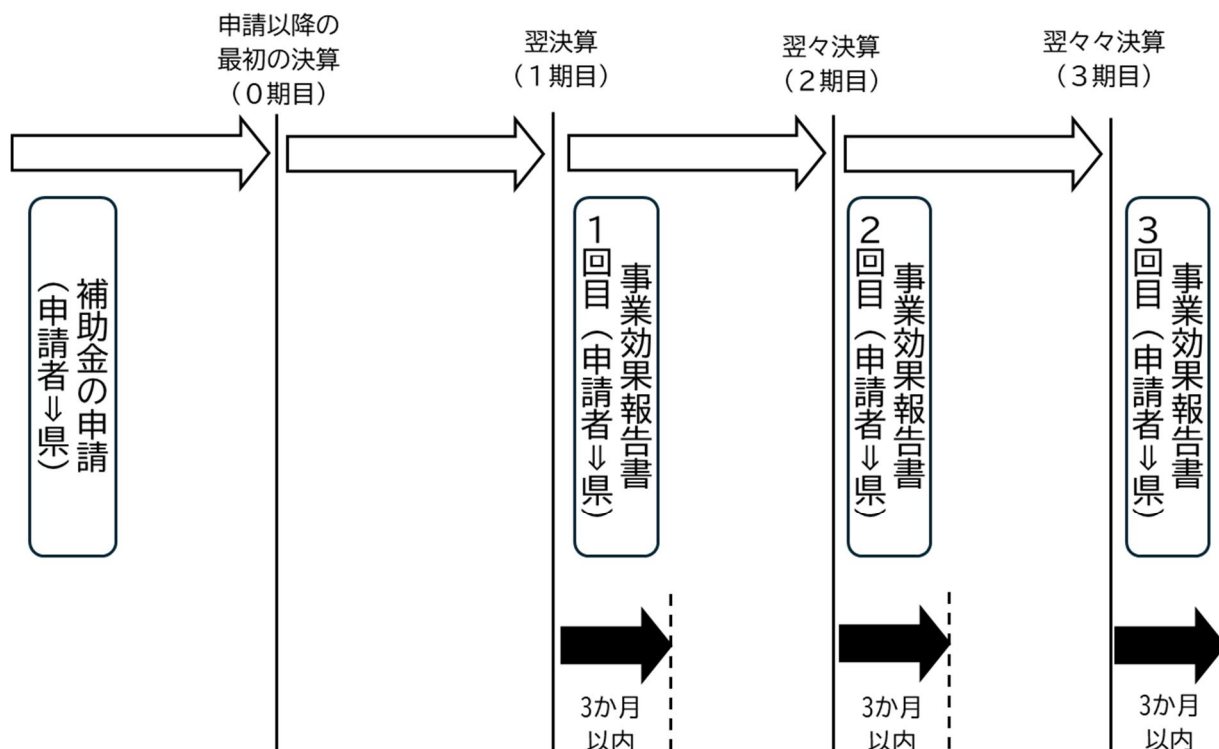
④ 実績報告書の提出後、補助対象事業の実施状況等の確認のため、県が実地調査に入ることがあります。この調査を正当な理由なく拒否することはできません（拒否された場合は交付決定が取り消され、補助金を受け取ることはできなくなります）。

(5) 交付請求

事業者の利便を考慮し、実績報告時に「交付請求書」を併せて提出していただき、県で預かりした後、交付額の確定後に正式受理します。

1 1 事業効果報告書

申請者は、申請日が属する事業年度を基準年度とし、以後3期分（3年分）の本補助事業に係る事業効果等について、「事業効果報告書」を毎年度提出する必要があります。



(1) 提出期限

各決算期から3か月以内

(2) 提出方法

交付額確定通知の際にご案内します。

(3) 提出書類

交付額確定通知の際にご案内します。

(事業計画書に記載いただいた付加価値額や従業員数等、財務諸表、導入した設備等の現況写真を記載・添付していただく予定です。)

(4) 留意事項

- ・期限までに提出のない場合は、本補助金の交付取消・返還命令（加算金付き）の対象となりますのでご注意ください。
- ・途中で決算期の変更があった場合や、期限までに提出できない事情等がありましたら、県にご相談ください。

12 その他

- ① 補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。
- ② 税法上の課税対象か否か、圧縮記帳の対象か否かといった税務上の扱いについては、管轄の税務署にお問い合わせください。県からは一切回答しかねます。
- ③ 補助事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。実地検査にご協力いただけない場合には、交付決定取消となる場合があります。また、補助事業終了後、本補助金の対象経費にかかる総勘定元帳等の検査に入ることがあります。
- ④ 補助事業者が「千葉県補助金等交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用（補助事業により導入した設備等の県外における使用を含む）、虚偽報告など）をした場合には、本補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金付き）、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令等に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則の他、同様に交付決定取消や交付済みの本補助金の全額返還（加算金付き）等となる可能性があります。
- ⑤ 県が要件確認等のために、追加で書類の提出を求めることがあります。その結果、申請要件等を満たしていないことが判明した場合には、交付決定の取消等を行うことがあります。
- ⑥ 本補助金の審査にあたっては、県が保有する、申請者に係る他補助金の申請・交付等に関する情報を利用させていただきます。また、効率的な補助金執行のため、本補助金の申請・交付等に関する情報についても、県のお他補助金担当部署に対して情報共有する場合があります。
- ⑦ 県に提出された個人情報は、以下の目的のために使用します。
 - ・補助事業の適正な執行のために必要な連絡
 - ・経営活動状況等を把握するための調査（補助事業終了後のフォローアップ調査を含む）
 - ・各種事業に関するお知らせ
 - ・その他、補助事業の遂行に必要な活動

13 本補助金にかかる支援機関

○商工会

団体名	郵便番号	住所	電話番号
我孫子市商工会	270-1152	我孫子市寿 1-13-27	04-7182-3131
鎌ヶ谷市商工会	273-0123	鎌ヶ谷市南初富 6-5-60	047-443-5565
野田市関宿商工会	270-0226	野田市東宝珠花 237-1 いちいのホール 5F	04-7198-0161
柏市沼南商工会	277-0924	柏市風早 1-6-16	04-7191-2803
四街道市商工会	284-0003	四街道市鹿渡 895-14	043-422-2037
酒々井町商工会	285-0927	印旛郡酒々井町酒々井 1659-1	043-496-0063
富里市商工会	286-0221	富里市七栄 653-1	0476-93-0136
白井市商工会	270-1422	白井市復 1458	047-492-0721
印西市商工会	270-1327	印西市大森 3934-4	0476-42-2750
栄町商工会	270-1515	印旛郡栄町安食台 1-2 栄町役場庁舎内 4 階	0476-95-0245
成田市東商工会	287-0225	成田市吉岡 4-1	0476-73-2205

一宮町商工会	299-4301	長生郡一宮町一宮 3002-1	0475-42-3089
睦沢町商工会	299-4403	長生郡睦沢町上市場 911-61	0475-44-0112
長生村商工会	299-4336	長生郡長生村岩沼 822	0475-32-0152
白子町商工会	299-4212	長生郡白子町古所 3302-94	0475-33-2517
長柄町商工会	297-0218	長生郡長柄町桜谷 687	0475-35-3450
長南町商工会	297-0121	長生郡長南町長南 2528-2	0475-46-0188
千葉市土気商工会	267-0066	千葉市緑区あすみが丘 1-45-3	043-294-2474
大網白里市商工会	299-3242	大網白里市金谷郷 24-9	0475-72-0239
九十九里町商工会	283-0104	山武郡九十九里町片貝 6928-330	0475-76-4165
山武市商工会	289-1514	山武市松尾町松尾 183-4	0479-86-5147
横芝光町商工会	289-1732	山武郡横芝光町横芝 644-3	0479-82-0434
芝山町商工会	289-1624	山武郡芝山町小池 991-2	0479-77-1270
匝瑳市商工会	289-2144	匝瑳市八日市場イ 2404-1	0479-72-2528
旭市商工会	289-2516	旭市口の 795-6	0479-62-1348
神崎町商工会	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿 158	0478-72-2548
香取市商工会	289-0313	香取市小見川 778-2	0478-82-3307
多古町商工会	289-2241	香取郡多古町多古 2508-1	0479-76-2206
東庄町商工会	289-0601	香取郡東庄町笹川い 671-3	0478-86-3600
木更津市富来田商工会	292-0204	木更津市茅野 537	0438-53-4141
富津市商工会	293-0012	富津市青木 1573-1	0439-87-7071
袖ヶ浦市商工会	299-0261	袖ヶ浦市福王台 3-1-3	0438-62-0539
勝浦市商工会	299-5225	勝浦市墨名 657-2	0470-73-0199
大多喜町商工会	298-0216	夷隅郡大多喜町大多喜 231-2	0470-82-2538
いすみ市商工会	298-0004	いすみ市大原 7400-8	0470-62-1191
御宿町商工会	299-5103	夷隅郡御宿町新町 417-22	0470-68-2818
鴨川市商工会	296-0001	鴨川市横渚 643-2	04-7092-0320
南房総市内房商工会	299-2403	南房総市富浦町原岡 918	0470-33-2257
南房総市朝夷商工会	295-0004	南房総市千倉町瀬戸 2294	0470-44-1331
鋸南町商工会	299-2117	安房郡鋸南町勝山 144	0470-55-3691

○商工会議所

団体名	郵便番号	住所	電話番号
千葉商工会議所	260-0013	千葉市中央区中央 2-5-1	043-227-4103
銚子商工会議所	288-0045	銚子市三軒町 19-4	0479-25-3111
船橋商工会議所	273-0005	船橋市本町 1-10-10	047-432-0211
木更津商工会議所	292-0838	木更津市潮浜 1-17-59	0438-37-8700
市川商工会議所	272-8522	市川市南八幡 2-21-1	047-377-1011
松戸商工会議所	271-0092	松戸市松戸 1879-1	047-364-3111
佐原商工会議所	287-0003	香取市佐原イ 525-1	0478-54-2244
茂原商工会議所	297-0026	茂原市茂原 443	0475-22-3361

野田商工会議所	278-0035	野田市中野台 168-1	04-7122-3585
館山商工会議所	294-0047	館山市八幡 821	0470-22-8330
八街商工会議所	289-1115	八街市八街ほ 224	043-443-3021
東金商工会議所	283-0068	東金市東岩崎 1-5	0475-52-1101
柏商工会議所	277-0011	柏市東上町 7-18	04-7162-3311
市原商工会議所	290-0081	市原市五井中央西 1-22-25	0436-22-4305
習志野商工会議所	275-0016	習志野市津田沼 4-11-14	047-452-6700
成田商工会議所	286-0033	成田市花崎町 736-62	0476-22-2101
佐倉商工会議所	285-0811	佐倉市表町 3-3-10	043-486-2331
八千代商工会議所	276-0033	八千代市八千代台南 1-11-6	047-483-1771
浦安商工会議所	279-0004	浦安市猫実 1-19-36	047-351-3000
君津商工会議所	299-1163	君津市杵師 1-11-10	0439-52-2511
流山商工会議所	270-0164	流山市流山 2-312	04-7158-6111

○（公財）千葉県産業振興センター

団体名	郵便番号	住所	電話番号
千葉県産業振興センター	261-7123	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23F	043-299-2901

○（公財）千葉市産業振興財団

団体名	郵便番号	住所	電話番号
千葉市産業振興財団	260-0013	千葉市中央区中央 2-5-1	043-201-9501